

空家に関する相談窓口のご案内

大田区は、区内の空家等を所有・管理する皆さまが抱える様々な問題について、専門的なアドバイスが受けられるように次の団体と協定を締結し、ご相談に応じています。

なお、無料で受けられる相談内容は、団体により異なりますので、お問合せの際にご確認ください。

	空家のリフォーム・解体等、建築全般に関すること	空家の利活用、既存住宅の建物調査に関すること
建築	(一社)東京都建築士事務所協会 大田支部 ☎03-3738-0073 月～金曜日 10時～17時 (土日・祝日・年末年始を除く)	東京建築士会 大田支部空き家対策部会 ☎03-3719-0371 月～金曜日 10時～17時 (土日・祝日・年末年始を除く)
	空家の相続、紛争の解決に関すること	空家の相続・登記、成年後見・財産管理に関すること
法律	東京弁護士会 ☎03-3581-2235 月～金曜日 9時30分～16時30分 (土日・祝日・年末年始を除く)	東京司法書士会 大田支部 ☎03-5700-5700 月～金曜日 10時～15時 (土日・祝日・年末年始を除く)
	空家の敷地境界に関すること	空家の売買や賃貸に関すること
不動産	東京土地家屋調査士会 大田支部 ☎03-3757-2891 月・水・金曜日 9時30分～15時30分 (土日・祝日・年末年始を除く)	(公社)東京都宅地建物取引業協会 第五ブロック(大田区支部) ☎03-6456-3236 (公社)全日本不動産協会 東京都本部城南支部 ☎03-5480-6421 月～金曜日 9時～17時 (土日・祝日・年末年始を除く)
		月・火・木・金曜日 10時～17時 (土日・祝日・年末年始を除く)
	福祉サービス・制度に関すること	成年後見制度や老いじたくに関すること
福祉	(福)大田区社会福祉協議会 ☎03-3736-2021 月～金曜日 8時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く)	おおた成年後見センター (大田区社会福祉協議会内) ☎03-3736-2022 月～金曜日 8時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く)
	空家の樹木(草木)の管理に関すること	空家の維持管理に関すること
その他(維持管理)	大田造園協会(藤東造園建設(株)) ☎03-3766-2321 月～金曜日 9時～16時30分 (土日・祝日・年末年始を除く)	NPO法人 空家・空地管理センター ☎0120-336-366 9時～17時 (年中無休(GW・年末年始を除く))
	※大田造園協会、NPO法人空家・空地管理センターは空家総合相談会には参加しません。	

空家のこと何でも ご相談ください!!



空家に関する相談にワンストップで
対応できる窓口を開設しています。



 **大田区 空家総合相談窓口**

TEL 03-5744-1348 FAX 03-5744-1558

受付時間 8:30～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

大田区蒲田 5-13-14 大田区役所 7階 建築調整課住宅担当内



空家等地域貢献活用事業

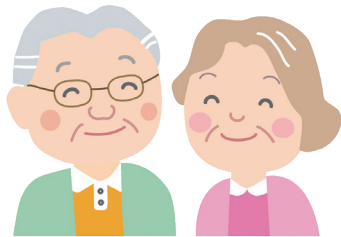
区内の空家を公益的に活用する取組を進めています。空家の所有者と利用者の架け橋となり、マッチングをサポートしています。

あきらめていませんか？

古いから・・・ リフォーム代がかかるから・・・ 荷物整理が出来ていないから・・・ 売りたいではないけど貸すに貸せない・・・等々

- ・昭和56年6月以降に建った建物であれば、福祉系の事業に活用できるかもしれません。また、それより前の建物でも条件によっては賃貸できる場合があります。
- ・利用希望者とリフォームの費用負担の相談ができます。
- ・荷物整理は遺品整理士さん等にお任せするなどの方法もあります。

所有者



マッチング

空家総合相談窓口

利用希望者



マッチング事例

障がい者
グループホーム
木造2階建 昭和59年築



地域に開かれた美術館
木造2階建
昭和63年増築、変更



空家総合相談窓口

空家に関する様々なお悩みについて、各専門家と連携してご相談に応じています。

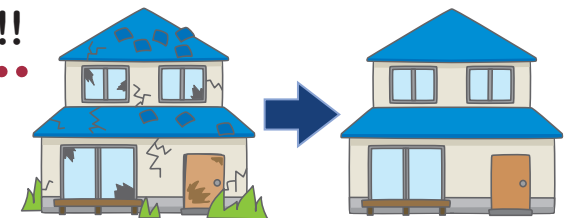
空家の特別措置法ご存知ですか？

空家の管理不全が原因となって被害が生じた場合、責任を問われることがあります・・・適正に管理しましょう。

空家等対策の推進に関する特別措置法では、空家等の適切な管理に努めるよう、所有者等の責任が定められています。そのまま放置し、管理不全空家等・特定空家等と判定されると、区は、助言・指導、勧告等へと段階的に措置を講じます。また、区から勧告を受けると固定資産税等の軽減措置が受けられなくなる可能性があります。

所有者として空家を適切に管理しましょう!!

- ・定期的に状況を確認して手入れをしましょう。
- ・大雨、台風、地震等のあとは、点検を行いましょう。
- ・近隣の方に連絡先を伝え、問題が起きたときは、対応できるようにしましょう。



適切に管理すれば「住まい」だけでなく、様々な形で活用できる可能性があります。

空家総合相談会(専門家によるご相談)

建築、法律、不動産、福祉の**各専門家**が直接相談に応じる**相談会**を実施しています。

予約方法 窓口または、電話で**事前に予約**してください。

日時 毎月第2木曜日
午後2時～4時10分(1組30分程度)

場所 大田区役所本庁舎等の個室相談室

